

平成 27 年 10 月 30 日  
第 一 委 員 会 室

## 第 1 回江戸川区総合教育会議 次第

- 1 区長あいさつ
- 2 議 題
  - (1) 総合教育会議の運営について
  - (2) 教育大綱について
- 3 意見交換
- 4 その他
  - (1) 今後のスケジュールについて

### < 配布資料 >

資料 1 「江戸川区総合教育会議運営要領（案）」

資料 2 「江戸川区教育大綱について」

## 江戸川区総合教育会議運営要領（案）

平成 27 年 月 日  
江戸川区総合教育会議決定

江戸川区総合教育会議（以下「会議」といいます。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」といいます。）に定めるもののほか、この「江戸川区総合教育会議運営要領」（以下「要領」といいます。）に基づき運営することとします。

## 記

## 第 1 総則

会議は、江戸川区長（以下「区長」といいます。）が設置します。（法第 1 条の 4 第 1 項）

## 第 2 会議の議題

会議においては、次に掲げる事項についての協議並びにこれらについての区長及び江戸川区教育委員会（以下「教育委員会」といいます。）の事務の調整を行います。（法第 1 条の 4 第 1 項）

- (1) 江戸川区の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定及びその変更に関する事。
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する事。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する事。

## 第 3 会議の招集

- 1 会議は、区長が招集します。（法第 1 条の 4 第 3 項）
- 2 教育委員会は、協議する必要があると思料するときは、区長に対し、会議の招集を求めることができます。（法第 1 条の 4 第 4 項）

## 第 4 会議の構成員等

- 1 会議は、区長及び教育委員会により構成します。（法第 1 条の 4 第 2 項）
- 2 会議には、次に掲げる者を関係職員として出席させることができるものとします。
  - (1) 区長部局関係職員
  - (2) 教育委員会事務局関係職員

## 第5 意見聴取

会議は、要領第2の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができます。(法第1条の4第5項)

## 第6 会議の公開

会議は、公開とします。ただし、次に掲げる場合であって、会議において非公開とすべきと決定した場合は、非公開とします。(法第1条の4第6項)

- (1) 個人の秘密を保つため必要があると認めるとき。
- (2) 会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるとき。

## 第7 傍聴

- 1 会議は、傍聴を認めます。ただし、会議を非公開としたときは、傍聴を認めません。
- 2 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」といいます。)は、会議の開催される15分前までに傍聴申込書により会議に申請し、傍聴券の交付を受けなければならないものとします。
- 3 傍聴券は常に携帯し、傍聴を終えたときは、これを返還するものとします。
- 4 傍聴人は、20名をもって定員とし、申込者が定員を超えた場合は、抽選とします。
- 5 次に掲げる者は、会議場に入ることができないものとします。
  - (1) 傘、棒、凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
  - (2) 酒気を帯びていると認められる者
  - (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり等を携帯している者
  - (4) 前3号のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 6 傍聴人が次に掲げる事項を行ったときは、これを制止し、傍聴人が指示に従わないときは、退場を命じるものとします。
  - (1) 言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明すること。
  - (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害すること。
  - (3) 鉢巻、たすき、腕章等を着用する等示威的行為をすること。
  - (4) 飲食又は喫煙をすること。
  - (5) みだりに席を離れ、又は談話をすること。
  - (6) 前各号のほか、秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をすること。
- 7 傍聴人は、会議室において、写真、ビデオ、映画等を撮影し、又は録音をしてはならないものとします。ただし、会議の許可を得た者は除きます。

## 第8 規律

会議場にある者は、静粛を守り、私語その他会議の妨害となる言動を慎むものとします。

## 第9 議事録

- 1 会議の終了後、遅滞なく、会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めます。(法第1条の4第7項)
- 2 議事録には、次に掲げる事項を記載します。
  - (1) 開会及び閉会に関する事項
  - (2) 出席者の氏名
  - (3) 出席した関係職員の氏名
  - (4) 協議及び事務の調整を行った事項
  - (5) 前各号のほか、会議において必要と認めた事項
- 3 会議を非公開としたときは、非公開の趣旨に反しない範囲で概要を作成し公表します。

## 第10 調整結果の尊重

会議において事務の調整が行われた事項については、区長及び教育委員会は、その調整の結果を尊重しなければなりません。(法第1条の4第8項)

## 第11 事務局

会議の事務局は、区長部局及び教育委員会事務局が行います。

## 第12 補足

この要領に定めるもののほか必要な事項は、会議に諮り定めるものとします。(法第1条の4第9項)

NO. \_\_\_\_\_

## 傍 聴 券

平成 年 月 日

(当日限り有効)

江戸川区

NO. \_\_\_\_\_

(住 所)

区 (町) 丁目 番 号

(氏 名)

(電 話)

(有効年月日)

平成 年 月 日

(傍聴券控)

### 傍聴人心得

- この券を所持する者は、この券に記載された日に限り総合教育会議を傍聴することができる。但し、定員に達したときは、この券を持参していても入場できないことがある。
- 傍聴人が入場しようとするときは所定の入口で、又は係員から要求を受けたときはいつでもこの券を提示しなければならない。
- 次に掲げる者は、会議場に入ることができない。
  - 傘、棒、凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
  - 酒気を帯びていると認められる者
  - 張り紙、ピラ、プラカード、旗、のぼり等を携帯している者
  - 前各号のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 傍聴人が次に掲げる事項を行ったときは、これを制止し、傍聴人が指示に従わないときは、退場を命じるものとする。
  - 言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明すること。
  - 騒ぎ立てる等議事を妨害すること。
  - 鉢巻、たすき、腕章等を着用する等示威的行為をすること。
  - 飲食又は喫煙をすること。
  - みだりに席を離れ、又は談話をすること。
  - 前各号のほか、秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をすること。
- 傍聴人は、会議室において、写真、ビデオ、映画等を撮影し、又は録音をしてはならないものとする。ただし、会議の許可を得た者は除く。
- 会議において非公開の決定があったときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

**定義** 地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本的な方針について、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めるもの。

## 江戸川区の教育施策【江戸川区基本構想より】

### 家庭教育の充実

江戸川区の子どもたちが、すこやかに育っていくように、親がしっかりと自信をもって子育てできるように支援し、家庭教育を充実。

### 地域での次世代を担う人づくり

子どもたちが地域に愛着を持ち、次代の地域社会を担う人材となるように、地域の人々がともに支え合い教育していくための施策を実施。

### 多様な保育サービスの提供

区民が安心して子どもを産み、健やかな子育てができるように、子どもがすくすく育つさまざまな保育サービスを提供。

### 21世紀にふさわしい 学校教育の推進

社会や環境の変化に対応した、新しい時代にふさわしい学校づくりを実現。

### 生涯スポーツの推進

生活習慣病の予防や心の健康を保つために、自分の興味や体力に応じて身体を動かしたり、スポーツが続けられる環境づくり。

### 人生を豊かにする生涯学習

豊かな人生とより良い地域社会をめざし、多くの区民が、実りある生涯学習に取り組むための、さまざまな支援や環境づくり。

### 創造性豊かな江戸川文化

江戸川区の特長や資源を活かすことで、創造性豊かな江戸川文化をはぐくむ。

### 環境啓発・環境教育

一人ひとりが環境に対する高い意識を持てるように、区民とともに環境啓発や環境教育を進め、資源循環や自然とのふれあいなどの取り組みにつなげる。